

瀬戸市告示第39号

平成20年瀬戸市告示第36号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項、同令第158条の2第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条及び介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定に基づき、瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を次のとおり私人に委託したので、地方自治法施行令第158条第2項、同令第158条の2第6項、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）<u>第44条第1項</u>、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）<u>第29条の23第1項</u>、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項の規定により告示する。</p> <p>なお、平成19年瀬戸市告示第43号（本市の歳入について、その徴収又は収納の事務を私人に委託した件）は、廃止する。</p>		<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項、同令第158条の2第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条及び介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定に基づき、瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を次のとおり私人に委託したので、地方自治法施行令第158条第2項、同令第158条の2第6項、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）<u>第44条の2第1項</u>、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）<u>第29条の9第1項</u>、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項の規定により告示する。</p> <p>なお、平成19年瀬戸市告示第43号（本市の歳入について、その徴収又は収納の事務を私人に委託した件）は、廃止する。</p>	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者

<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
犬の登録手数料及び狂犬病 予防注射済票の交付手数料 の徴収事務	<省略> <u>瀬戸尾張旭長久 手獣医師会</u> <省略>	犬の登録手数料及び狂犬病 予防注射済票の交付手数料 の徴収事務	<省略> <u>瀬戸・尾張旭・ 長久手獣医師会</u> <省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
粗大ごみ処理手数料の収納 事務	<u>株式会社ユニバ ーサルエクスプ レス</u> <省略>	粗大ごみ処理手数料の収納 事務	<u>日本グリーンパ ックス株式会社</u> <省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
し尿処理手数料及び瀬戸市 手数料徴収条例（平成12 年瀬戸市条例第12号）に 規定する手数料の収納事務	<省略>	し尿処理手数料、 <u>図書館資 料複写手数料</u> 及び瀬戸市手 数料徴収条例（平成12年 瀬戸市条例第12号）に規 定する手数料の収納事務	<省略>
市民課窓口事務における使 用料及び手数料の収納事務	<省略>	市民課窓口事務における使 用料及び手数料の収納事務	<省略>
<u>図書館資料複写手数料の収 納事務</u>	<u>三菱UFJニコ ス株式会社</u> <u>株式会社図書館 流通センター</u>		
<u>図書館での瀬戸市刊行物売 払代金の収納事務</u>	<u>株式会社図書館 流通センター</u>		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>